



【令和8年度要求額 150百万円（新規）】

優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行等を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。EBRDを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を支援。

2. 事業内容

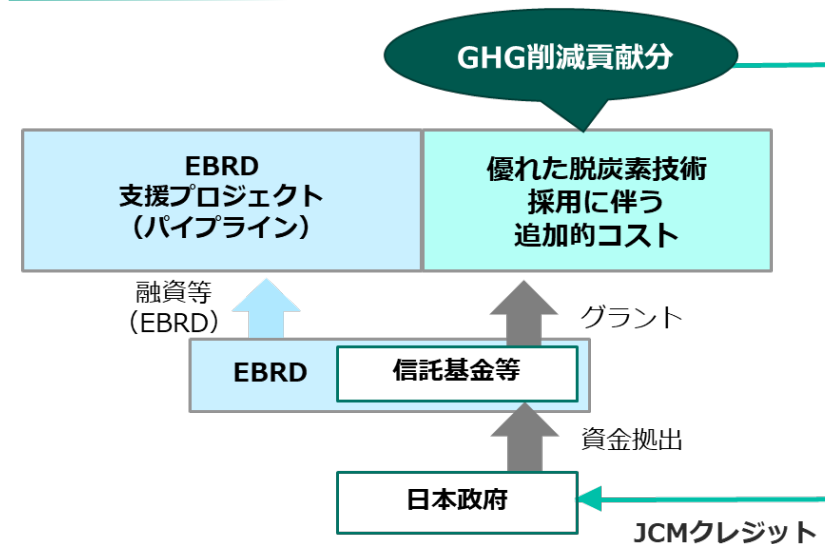
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをEBRDの基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、東ヨーロッパ、コーカサス、中央アジア地域等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 欧州復興開発銀行（EBRD）
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ



＜具体的な脱炭素技術等の事例＞

高効率送電線
スマートビルディング
水力発電 等



【令和8年度要求額 65百万円（29百万円）】

二国間クレジット制度（JCM）を推進するための事業を行います。

1. 事業目的

・パリ協定6条（市場メカニズム）に位置づけられるJCMを「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO₂程度、2040年度までの累積2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標等を踏まえ、JCMをCOP26で決定したパリ協定6条ルールに沿って実施し、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指します。目標達成のため、従来の再エネ・省エネ分野に加え、削減ポテンシャルの高い農業分野などの非エネルギー分野の案件発掘、案件形成及びプロジェクト推進が不可欠である。本事業では、非エネルギー分野の世界的な動向について情報収集・普及を行うと同時に、組成された案件のMRV実施を促進し、着実なクレジット獲得につなげる。

2. 事業内容

（1）MRV実施促進（委託）

- メタン排出削減、代替フロン回収・破壊、森林保全、水田中干し等の非エネルギー分野のJCMプロジェクトに係る方法論構築・PDD作成、モニタリングレポートの作成、妥当性確認及び検証等のMRV手続きの実施を支援し、クレジット発行を進める。

（2）情報収集・普及（請負）

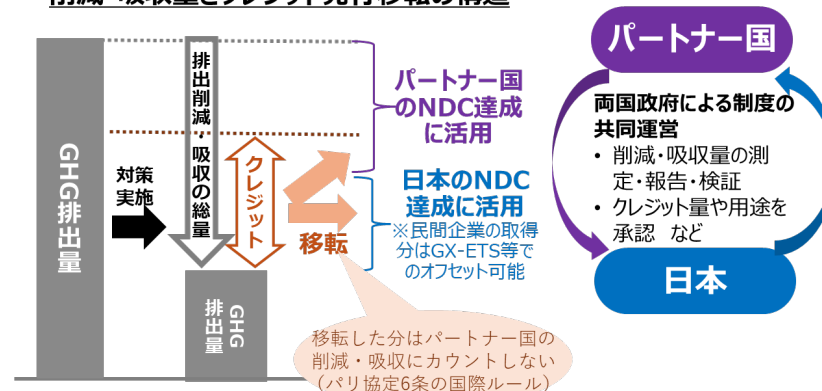
- 途上国ごとの情報や国連での議論・結論に関する最新情報及び日本政府による支援策に関する情報等を広く発信すると共に、非エネルギー分野の世界的動向やパートナー国での最新の情報を把握するための調査を実施。
- 民間企業等からの相談に応じる窓口を設置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 委託事業、(2) 請負事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～令和12年度（予定）

4. 事業イメージ

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※ 1 GHG : Greenhouse Gas

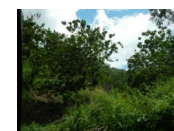
非エネルギー分野JCMの例



フロン



農業



森林

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業



【令和8年度要求額 14,374百万円（14,257百万円）】環境省

JCMを通じた脱炭素技術の導入等により、脱炭素社会への実現を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO₂程度、2040年度までの累積2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標等を踏まえ、JCMをCOP26で決定したパリ協定6条ルールに沿って実施し、我が国のNDC（温室効果ガス（GHG）の2030年度排出削減目標（2013年度比▲46%））達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

2. 事業内容

「地球温暖化対策計画」等のJCM関係目標達成のため、JCMの構築・実施を通じて、我が国のNDC達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化を推進。

●資金支援事業（設備補助事業等・ADB拠出）

一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴う脱炭素技術・製品について、資金支援等を通じて普及を促進しつつ、排出削減への日本の貢献を定量的に評価し、獲得したクレジットを我が国のNDC達成に活用する。

●運営等推進事業

民間JCMを含む効果的・効率的なJCMの実施には、適切な案件形成、制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が不可欠。改正温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を中心に、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催や、MRV実施や新JCM登録簿開発・運営など信頼性の高いJCMの制度の効率的な運営を行う。また、環境インフラ海外展開戦略を踏まえ、新規JCMプロジェクト形成を目指した魅力ある街づくりの海外展開に向けた検討を行う。

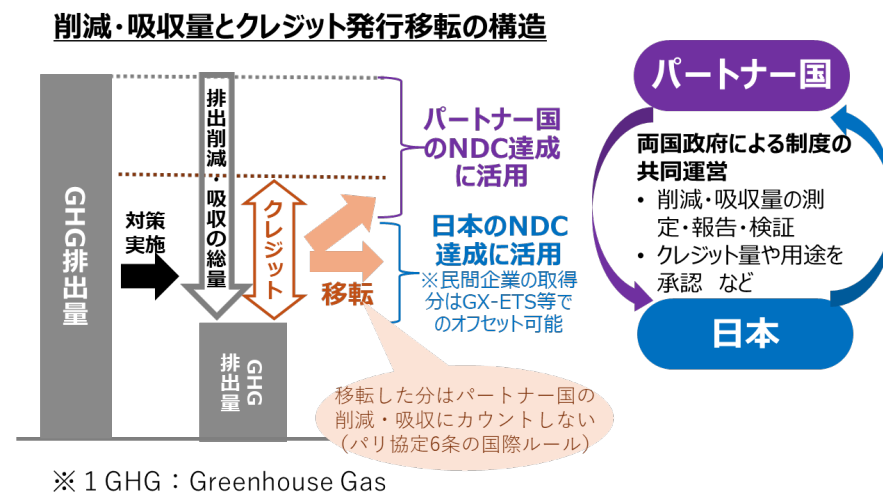
3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（補助率：1/2以内、2/3以内）、拠出金、委託事業

■補助対象、
拠出先、委託先：補助・委託：民間事業者・団体等、拠出：アジア開発銀行信託基金

■実施期間：平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ



- パートナー国への脱炭素技術の導入等を通じ、パートナー国のNDC達成及び持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収によって日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に貢献。
- パリ協定第6条に沿って実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

お問合せ先：

環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 電話：03-5521-8246

国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進します。

1. 事業目的

- ① 「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」等に基づき、脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。
- ② JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクト化を後押し。

2. 事業内容

① JCM設備補助事業

令和4年以降増加している新規JCMパートナー国を含め、JCMパートナー国に脱炭素設備等を導入するJCMプロジェクトに対する資金支援等により、「地球温暖化対策計画」に基づく2030年度までの累積1億トン、2040年度までの累積2億t-CO2程度削減量・吸収量の確保目標の達成を実現し、我が国のNDC達成に活用するとともに、パートナー国の脱炭素社会への移行等に貢献。

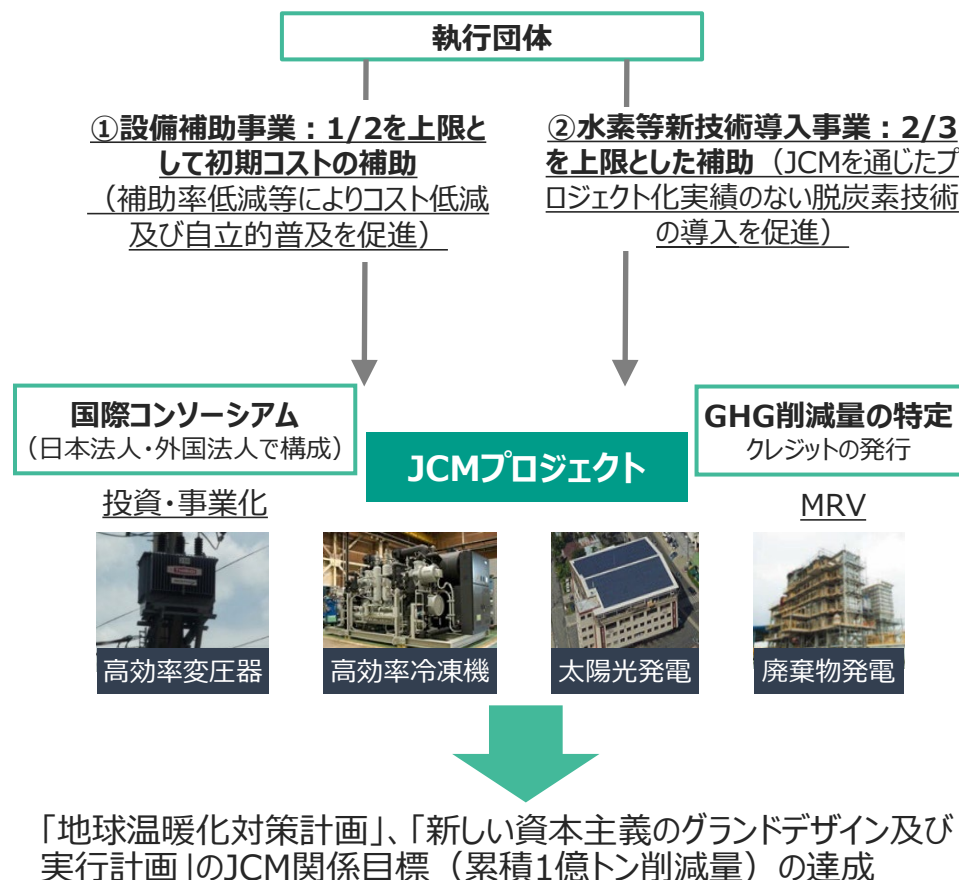
② 水素等新技术導入事業

JCMの対象技術の拡大及び持続可能な発展のため、JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施。（令和8年度は継続案件のみ）

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：①1/2以内、②2/3以内）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①平成25年度～令和12年度、②令和5年度～令和8年度

4. 事業イメージ



脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （2）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出）



脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により、アジア諸国の脱炭素社会への移行を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。ADBを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を支援。アジア諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

2. 事業内容

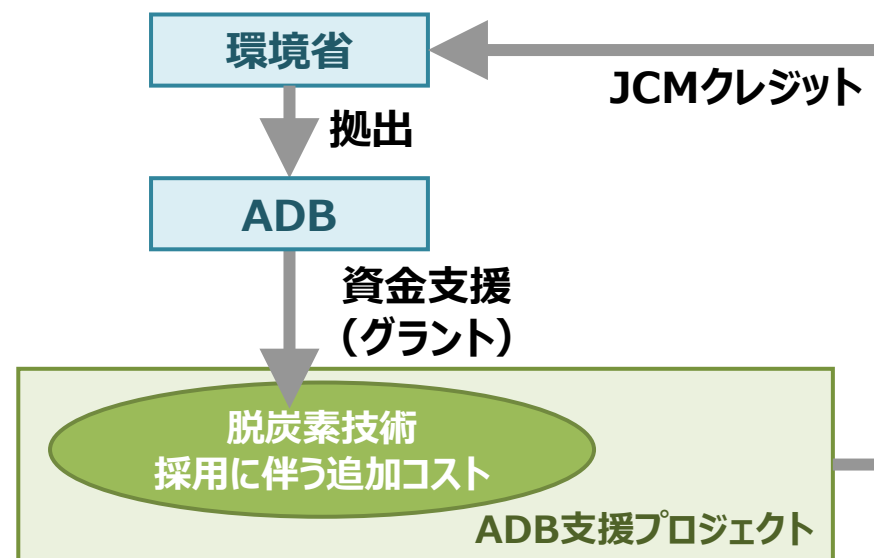
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをADBの信託基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態：拠出金
- 拠出先：アジア開発銀行信託基金
- 実施期間：平成26年度～令和12年度

4. 具体的なイメージ



- ※クレジットは、プロジェクト実施国と資金貢献の割合に応じて分配
- ※ADBが融資するプロジェクトの一部費用に対して資金支援を実施



信頼性の高いJCM制度の運営に向けて、必要なプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）等を実施します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画」等に基づく2030年度までの累積 1 億t-CO₂程度、2040年度までの累積 2 億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保に向けて民間JCMを含めたJCMプロジェクトからのクレジットの着実な発行が不可欠。改正地球温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を中心に、民間JCMを含むJCMプロジェクト実施によるCO₂排出削減量の特定及びクレジット化のMRV（測定・報告・検証）、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催、登録簿開発・運営等により、費用対効果の優れたプロジェクトを推進し、効果的・効率的な目標達成を促進する。

2. 事業内容

- JCMパートナー国の増加や民間JCMによるJCMプロジェクトの増加を見据えた効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、費用対効果の優れたプロジェクトの発掘、信頼性確保に重要なMRVの促進等が重要。本事業ではそのための基盤的業務を実施する。
- 具体的には、指定法人制度を中心に、JCMの実施に必要な制度構築やパートナー国との合同委員会開催のための事務局の運営や各JCMプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）、新JCM登録簿システムの開発・運営やJCMクレジット取引市場の整備等を効率的に実施するほか、JCM活用の課題抽出及び対応策の検討、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行う。
- また、改訂された環境インフラ海外展開戦略を踏まえて、二国間クレジット制度（JCM）における新たなプロジェクト形成の観点から、日本が強みを有する公共交通機関を軸に据えた魅力ある緑の街の海外展開に向けた検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

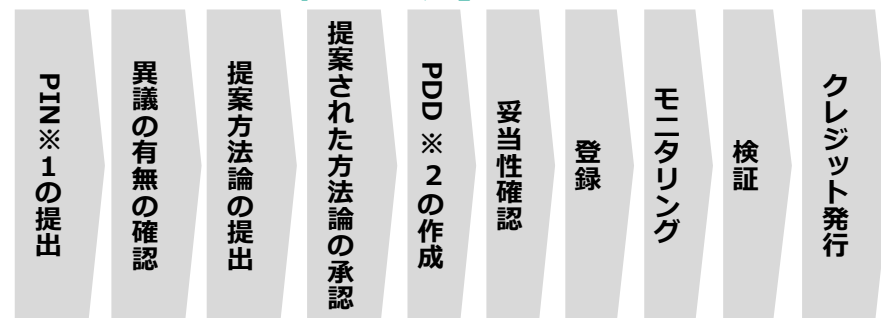
4. 事業イメージ

JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘

【合同委員会の開催】



【JCMプロジェクトサイクル】



※1 PIN(Project Idea Note):クレジット配分を含むJCMプロジェクトとしての事業概要資料
 ※2 PDD(Project Design Document):排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書

お問合せ先：

環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 電話：03-5521-8246

国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室